

# 不祥事防止に関する校内規定

玉野市立玉小学校

\* 私たち玉小学校の教職員は、法令を遵守し、公務員としての自覚と責任をもって行動することを誓います。

## 中心となる法令

### 地方公務員法

#### ○第30条（服務の根本基準）

- ・ すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全体を挙げてこれに専念しなければならない。

#### ○第31条（服務の宣誓）

- ・ 職員は、条例の定めるところにより、服務の宣誓をしなければならない。

#### ○第32条（法令及び上司の服務上の命令に従う義務）

- ・ 職員は、その職務を遂行するに当って、法令、条例、地方公共団体の機関の定める規則に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

#### ○第33条（信用失墜行為の禁止）

- ・ 職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

#### ○第34条（秘密を守る義務）

- ・ 職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。（以下略）

#### ○第35条（職務に専念する義務）

- ・ 職員は、法律又は条例の特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。

#### ○第36条（政治的行為の制限）・・・文章は省略（内容は後述）

#### ○第37条（争議行為の禁止）・・・文章は省略（内容は後述）

#### ○第38条（営利企業等の従事制限）・・・文章は省略（内容は後述）

#### ○第29条（懲戒）

- 一 この法律若しくは第57条に規定する特例を定めた法律又はこれに基く条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規定に違反した場合
- 二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- 三 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合

\* 不祥事防止については、校内ルールを次のように規定し、教職員全体で共通理解を図るとともに、常に緊張感をもって公務員倫理を意識し努めます。

## 1 教育公務員としての意識

- ①教育者としての自信が、おごりや間違っただ思い込みを招かないようにします。
- ②不祥事は他の学校のこと他人事と思わず、自分のこととして考えます。
- ③他の教員の言動に気になることがあれば、黙認しません。
- ④勤務時間外でも、自らの行動が教育全体の信頼に影響を与えることを常に意識しています。
- ⑤岡山県教育委員会の「懲戒処分の指針」や「懲戒処分の公表基準」について理解しています。
- ⑥不祥事について、学校や教育全体、また、家族など周囲の人々に対し取り返しのつかない深刻な打撃を与えることを考えています。

## 2 生活に関すること

- ①普段の生活の中で、ストレスをためないように工夫しています。
- ②身近に悩みを話すことのできる仲間がいます。
- ③家族や同僚等とのコミュニケーションを、積極的に図るようにしています。
- ④遊興にふけったり、借金をしてギャンブルにお金をつぎ込んだりするなど教育公務員としてふさわしくない行為を行いません。

## 3 校務に関すること

### <情報管理、守秘義務>

- ①個人情報に関するデータの管理や校務で使用するコンピュータや記憶媒体の保管の仕方において、パスワードを設定するなど盗難や情報漏洩に対する対策を行っています。
- ②個人情報に関する書類やデータを学校外に持ち出しません。やむを得ない場合は、管理職に報告し、「個人情報持出記録簿」に必要事項を記入し、返却時には管理職の確認を受けます。また、管理もしっかりします。
- ③職務上知り得た秘密を他人に漏らしたり、他人に聞こえるような場所で話題にしたりするようなことをしません。(転勤や退職してからも同様です。)  
※コンピュータ、インターネットなどを利用する場合のセキュリティーの規定については「玉小 小学校セキュリティーガイドライン」による。

### <体罰・暴言>

- ①体罰は、児童の人権を侵害する行為であることを認識しています。
- ②児童に対する懲戒と体罰の違いについて、しっかり理解し体罰を行いません。
- ③児童をたたいたり、長時間立たせたりするなど、肉体的苦痛を与えるような行為はしません。
- ④児童や保護者・他の教職員などに対して、心理的な苦痛を与えるような話をしたり言葉遣いをしたりしません。

### <セクシュアル・ハラスメントやわいせつ行為に関すること>

- ①児童の相談を受けたり個別指導を行ったりする場合は、管理職や同僚に告げてから行います。
- ②1対1で児童に対応する場合は、密室にならないように工夫します。
- ③児童・保護者・他の教職員に対して、セクシャル・ハラスメントととらえかねない言動を取りません。
- ④児童・保護者・他の教職員を性的な関心の対象としてみることはしません。
- ⑤児童・保護者と携帯電話やスマートフォンで、電話・メール・ライン・SNS等でのやりとりをするなど不適切な関わりを持ちません。連絡は学校の電話・メールを使用します。  
(児童の卒業後、転勤や退職してからも同様です。)
- ⑥教職員は私用のスマホを職員室などで管理し、児童の活動場所には持って行きません。校外活動などでスマホが必要な場合は、事前に管理職の許可を得た上で携行します。

### <職員の自動車について>

児童・保護者を職員の自家用車に乗せてはいけません。学校から、病院へ児童を搬送する場合、

保護者かタクシーチケットとする。

<生徒指導対応について>

- ①早期の解決や再発防止に向けて、一人で対応するのではなく、複数の教職員のチームで対応します。
- ②情報共有を図り、家庭環境や発達障害等についても配慮して対応にあたります。
- ③時系列で対応の記録を残します。

<学校備品、公金などの取扱いに関すること>

- ①学校のコンピュータや電話・FAXなどを、校務以外のことには使用しません。
- ②職場の備品や消耗品を持ち帰りません。(やむを得ない場合は管理職に報告し、許可を得ること。管理もしっかりすること。)
- ③一時的な立て替えであっても、公金を流用するようなことをしません。
- ④教材費等、学校徴収金を取り扱う際には、複数の教職員でチェックするようにします。(学級会計については監査を教頭が、PTA会費等についてはPTA会計監査が監査する。)
- ⑤児童が現金を持ってきた時は、必ず直接担任へ提出するように指導します。

<争議行為に関すること>

- ①争議行為や怠業的な行為はしません。

#### 4 校務外について

<交通関係>

- ①交通法規を守り、事故を起こさないよう常に緊張感を持って運転します。
- ②飲酒をした場合、量の多少に関わらず、絶対に車両(自転車を含む)を運転しません。
- ③深夜に飲酒した場合、翌朝や昼であっても一定基準以上のアルコールが体内に保有されることを認識し、アルコール保有の可能性がある場合は絶対に運転しません。  
過度の飲酒は慎みます。
- ④車を運転する者に飲酒を勧めたり、飲酒運転の車に同乗したりしません。

<わいせつな行為>

- ①どのような行為がわいせつな行為かをよく理解しておきます。
- ②わいせつな行為は被害者の人権を著しく傷つける行為であり、わいせつな行為に関わらないという強い意思をもって生活します。

<政治的行為の制限、営利企業等従事制限>

- ①選挙運動に関する違法行為など、政治的行為の制限に抵触するような行為はしません。
- ②許可無く営利事業等に従事したり、営利を目的とした商品の販売に携わったりしません。
- ③教科用図書の選定や教材の購入にあたり、教科書会社や業者から金品や接待を受けることはしません。

#### 5 相談窓口について

- ①保護者や児童、教職員向けの相談窓口は、校長及び教頭とします。

※この校内規定は、平成28年4月1日から適用する。

※平成29年3月一部改訂

※平成30年5月一部改訂

※令和元年6月一部改訂

※令和2年3月一部改訂

※令和3年3月一部改訂

※令和4年3月一部改訂